

議案第 28 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 新型コロナウイルス感染症に罹患した職員が、引き続き 6 日以内の病気休暇の承認を受けようとする場合は、医師の診断書の提出を不要とするため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。



# 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について（概要）

## 1 改正理由

職員に適用される負傷又は疾病を療養するための休暇（以下「病気休暇」という。）の取得手続きは、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号。以下「教職員勤務時間規則」という。）、北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号。以下「会計年度任用教職員勤務時間規則」という。）において規定されており、引き続き4日以上取得にあたっては、原則として医師による診断書の提出を要件としている。

ただし、休暇の理由がインフルエンザの場合、休暇取得の必要性が高く、また特異的な抗インフルエンザウイルス薬の処方により当該疾患へ罹患したことを明らかにできるため、抗インフルエンザ薬の処方を確認できる書類の提出により、引き続き6日以内の取得を可能とする特例を設け、診断書の提出を省略できることとしている。

他方、新型コロナウイルス感染症については、罹患による身体的・社会的影響や休暇取得の必要性がインフルエンザと異なるにも関わらず、同様の特例は設けられてないため、職員に対して診断書を取得する時間的・経済的な負担を強めている状況である。

このため、新型コロナウイルス感染症の罹患時においても、新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を確認できる書類の提出をもって引き続き6日以内の取得を可能とし、診断書提出を省略できるようにするため、教職員勤務時間規則、会計年度任用職員勤務時間規則及び会計年度任用教職員勤務時間規則に所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

### （1）教職員勤務時間規則（第1条関係）

第21条第3項に規定する病気休暇取得の手続きを改める。

### （2）会計年度任用職員勤務時間規則（第2条関係）

第23条第3項に規定する病気休暇取得の手続きを改める。

### （3）会計年度任用教職員勤務時間規則（第3条関係）

第22条第3項に規定する病気休暇取得の手続きを改める。

## 3 施行日

令和6年1月1日

## 4 経過措置

病気休暇取得の手続きに関する改正規定については、この規則の施行日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 日

北九州市教育委員会  
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 3 項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 3 項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 3 項ただし書中「インフルエンザ」の次に「又は新型コロナウイルス感染症」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学

校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第23条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第22条第3項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。



新	旧
<p>(病気休暇等の手続)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザ又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>の場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(病気休暇等の手続)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザの場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(特別休暇等の手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計年度任用職員等が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザ又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>の場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(特別休暇等の手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計年度任用職員等が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザの場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>



北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(特別休暇等の手続)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計年度任用職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザ又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>の場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(特別休暇等の手続)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計年度任用職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザの場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>